

平成23年1月26日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

総合評価落札方式（標準型・簡易型）による制限付一般競争入札の試行実施について

みだしのことについて、価格と品質が総合的に優れた契約の確保を実現し、さらなる品質の向上を図るため、建設工事に係る競争入札において、「総合評価落札方式（標準型・簡易型）」による制限付一般競争入札を拡充し、下記のとおり試行実施することをお知らせします。

記

1. 総合評価落札方式（標準型・簡易型）とは

総合評価落札方式（標準型・簡易型）とは、平成21年2月より試行実施している総合評価落札方式（特別簡易型）と比べ、より入札者の技術力を評価する方式であり、価格と価格以外の要素（入札者の技術力など）を総合的に評価し、この評価が最も高い入札者を落札者とする方式のことです。

2. 総合評価落札方式（標準型・簡易型）試行実施の概要

(1)対象

建設工事のうちから、明石市競争入札等審査会の審議により選定します。

なお、総合評価落札方式（標準型・簡易型）にて入札を実施する場合には、公告文においてその旨を明示します。

(2)総合評価落札方式のタイプ

標準型（工事成績や施工実績などに加え、技術提案や施工計画を価格と総合的に評価する。）

簡易型（工事成績や施工実績などに加え、施工計画を価格と総合的に評価する。）

(3)評価方法及び落札者決定方法

価格及び価格以外の評価を点数化し、その合計点（総合評価点）が最も高いものから順に資格審査を行って、最初に入札参加資格を満たしたことを確認したものを落札者とします。

なお、具体的な評価点の算定方法や評価基準等については、公告文でお知らせします。（建設工事に係る評価点の算定方法や評価基準等については、別紙「明石市総合評価落札方式（標準型・簡易型）試行要領」をご参照ください。）

(4)実施時期

平成23年度より実施予定